第25章 ヘッジファンドに関する調査

金融庁では、平成17年に初めてヘッジファンドの実態調査を行い、17年3月末時点の国内金融機関によるヘッジファンドへの投資状況、過去5年間に亘る設定及び販売状況を調査し、その報告書を「ヘッジファンド調査の概要とヘッジファンドをめぐる論点」(2005年12月)として公表している。(資料25-1-1参照)

本報告書に対しては、国内外の規制当局者や業界関係者から反応が寄せられたことから、前回調査の数値をアップデートする目的で、再度、18年3月末を基準にヘッジファンドの実態調査を実施した。(資料25-1-2参照)

調査におけるヘッジファンドの定義は、17年の調査時と同様に、①レバレッジの活用、②成功報酬の徴収、③ヘッジファンド投資戦略の三要素を有するファンド(ファンド・オブ・ヘッジファンズを含む)とし、所管する金融機関 1,252 社を対象に、18年3月末時点のヘッジファンドへの投資状況と、過去1年間(17年4月1日~18年3月31日)の設定及び販売状況について、任意の回答を求めた。

調査結果の概要は次のとおりである。

	投資・販売・設定実績の ある調査対象会社数	投資・販売・設定額
投資	348 社	約7.4兆円
販売	101 社	約3.0兆円
設定	64 社	約1.3兆円

(注) 投資については、18年3月末時点でヘッジファンドを保有している金融機関の数及び その金額を、設定・販売については、17年4月1日から18年3月31日までの間にヘッ ジファンドの設定・販売実績がある金融機関の数及びその金額をあらわしている。

調査結果によると、我が国におけるヘッジファンドの特徴としては、①引き続き、保険会社、信託銀行、都市銀行等、地方銀行、信用金庫等の幅広い金融機関が投資していること、②販売については、個人に対する販売額が拡大し、その割合は2割に達していること、③国内で販売される5割強のヘッジファンドは、ケイマン諸島を中心とする外国籍のファンドであること、などを挙げることができる。